

# 第16回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成27年9月28日(月)午後4時00分より  
於：島原市有明庁舎3階大会議室

# 第16回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成27年9月28日(月) 16時00分
2. 閉会時間 平成27年9月28日(月) 16時37分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 28名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 議案
  - 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第3条第1項(所有権設定)の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第6号議案 非農地証明願について
  - 第7号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第8号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
7. 報告事項
  - 報告第1号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第2号 農業用施設届について
  - 報告第3号 耕作台帳登載申請について
  - 報告第4号 新規就農者について

午後4時00分開始

議長

只今より、第16回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案、平成27年8月28日第15回島原市農業委員会総会の第2号議案の継続審議の案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

平成27年8月28日開催の第15回島原市農業委員会総会において継続審議となっておりました、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についての内容としましては、この案件は違反転用に該当しており、県からは計画変更承認申請を行うことのできる事案と回答を受けての申請でも、正しく申請をしている人との均衡を図ることと、今後こういうことがないように始末書等を提出していただいて、あらためて審査するという内容でした。

そこで、平成27年9月2日、申請者・・・さんに総会での内容を伝え、同日に始末書を提出していただきました。

なお、・・・さんからは、知らなかったこととはいえ、農業委員の皆様には大変なご迷惑をおかけしました。と伝えて下さいと伝言を頼まれておりますので報告します。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第1号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について、説明します。

1番の使用貸人は、農地所有者、……さんの法定相続人で……の……さん、使用借人は、……の……さんです。田2筆2,099平方メートルを使用貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は同時申請で、第3号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番と合わせて3,008平方メートルで、農地法第3条第2項第5号の下限面積50アールに達していませんが、島原市農業委員会が定める別段の面積30アールに達しておりますので取得は可能となっております。

また、農地の権利取得が初めてですので、新規就農届の提出がなされております。

農機具は、トラクター1台、耕耘機1台をリース予定であり、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人は、農家で5年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、里いも、とうもろこし、玉ねぎ、バレイショを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番について、説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田1筆909平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、先ほど説明しました第2号議案の1番、農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番と合わせて3,008平方メートルで、農地法第3条第2項第5号の下限面積50アールに達していませんが、島原市農業委員会が定める別段の面積30アールに達しておりますので取得は可能となっております。農機具はトラクター1台、耕耘機1台をリース予定であり、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆588平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は13,403平方メートルで、農機具は、トラクター1台、テラー1台、動噴2台、マルチはり機1台、トラック2台、運搬機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆955平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は6,049平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆1,901平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は15,297平方メートルで、農機具は、トラクター1台、バインダー1台、動力噴霧器1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で5年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、里いも、とうもろこし、玉ねぎ、バレイショを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に2番について、・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で32年の農作業暦があります。

水稻、みかん、葉菜類、梅を作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に3番について、・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で43年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、ほうれん草を作付し、通作距離は約3キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に4番について、・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、大根、人参を作付し、通作距離は2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第3号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・・・・・・・さんで、申請地1筆380平方メートルに、木造平屋建て農業用倉庫1棟162平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、・・・・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 . . . . . 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は. . . の一角にあり、北側は申請者の農地、東側及び南側は申請者の雑種地、西側は道路となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第4条の規定による 許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・番 . . . . . 委員の入場を求めます。

(. . . . . 委員 入場)

議長

. . . . . 委員に関する案件は、許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので報告します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局



と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、説明します。

2番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

申請地、畑1筆498平方メートルを借り受け、木造平屋建て住宅1棟121.54平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

#### 現地調査員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は使用貸人の農地、西側は使用貸人の農地及び宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今、説明がありました。第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、説明します。

3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんです。

申請地、畑2筆93.73平方メートルを譲り受け、自宅の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側は道路、西側は鉄道用地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は……の……さんで、申請地は平成5年月日不詳頃より、灌木や雑草が生い茂っています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路、東側及び西側は水路を挟んで宅地、南側は宅地となっております。

現地を見ますと、長年耕作されておらず、灌木や雑草が生い茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。  
次に、第6号議案 非農地証明願いの2番について上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地・・・番・・は昭和30年月日不詳頃より宅地として利用され、・・・番・・は平成5年月日不詳頃より自動販売機を設置しています。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、・・・番・・は北側は道路、東側、南側及び西側は申請者所有の農地となっております。

また、・・・番・・は北側、南側及び西側は申請者所有の農地、東側は申請者所有の宅地となっております。

現地を見ますと、20年以上前から雑種地及び住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから14ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 22件 87筆 91,023.71㎡

耕作権の再設定 1件 1筆 2,676.00㎡

合計 23件 88筆 93,699.71㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集15ページに記載のとおりで、  
5件 12筆 6,825.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第8号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、  
番 . . . . . 委員、 . . 番 . . . . . 委員の退場を求めます。

（ . . . . . 委員、 . . . . . 委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は8月の総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、・・・・・・・・分の72件と他2件分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

ついでには、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

今回は、受け手74名の方の詳細について、事前に添付書類として議案といっしょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積・農器具の詳細・農業従事者・作物の種類・通作距離を確認した結果、全員許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第8号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・番・・・・委員、・・番・・・・委員の入場を求めます。

(・・・・委員、・・・・委員 入場)

議長

・・委員、・・委員に関する案件も含め、農用地利用配分計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の使用貸借解約通知書について説明します。

議案集33ページから35ページに記載のとおりで、4件 34筆 35, 335. 71㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、農業用施設届については、議案集36ページに記載のとおりで、1件 2筆 46㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、耕作台帳登載申請については、議案集36ページに記載のとおりで、1件 2筆 3,307㎡の届けがありました。

なお、現地確認は、平成27年9月17日に・・・番・・・・・・と・・・番・・・・・・委員に確認していただいています。

次に、報告第4号、新規就農届については、議案集36ページに記載のとおりで、1件 の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第16回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第16回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時37分